

東京都の日の丸君が代強制に抗議する決議

2006年12月の教育基本法改悪、2007年6月の教育三法の改悪など、教育の国家統制の動きが強まっているが、東京都ではこの動きに先駆け、権力により教育を統制する動きが続いている。

特に、いわゆる10・23通達以降の東京都による日の丸君が代の強制は、日の丸の掲揚の方法まで具体的に指示し、君が代斉唱の際に教員が起立しているか否かを監視するなど異常な事態となっており、東京都の公立学校の卒業式・入学式において君が代斉唱時に起立しなかった教員が大量に処分されるという事態に立ち至っている。

現在、東京都下において日の丸君が代強制の違憲・違法性を問う多くの裁判がたたかわれている。2006年9月21日の予防訴訟の勝利判決に続き、2008年2月7日には、卒業式・入学式で日の丸掲揚時に起立せず君が代を歌わなかったことを理由に東京都教育委員会（都教委）が退職者の嘱託採用を拒否したことは裁量を逸脱・濫用し違法であるとして都に嘱託勤務1年間の賃金相当額を逸失利益として損害賠償を命じるなど、たたかいは成果を上げている。

東京都の日の丸君が代強制は、憲法の定める思想・良心の自由の保障、教育の自由の保障に反する違憲・違法な措置であることは明らかであり、このような強制を許せば、その影響はやがて全国に波及することは必至である。

自由法曹団東京支部は、東京都の日の丸君が代強制に対し厳重に抗議し、今後も断固たるたたかいを続けていくものである。

2008年2月22日

自由法曹団東京支部第36回定期総会

東京都文京区小石川 2-3-28-201

電話 03-3814-3971

ファックス 03-3814-2623